

令和7年度

長野県民交通災害共済

通院2日で

2万円!

入院10日で

10万円!



加入募集



まさか!にそなえて

今年度もわたしたちの市の交通災害共済に加入しましょう。



この共済は、市民の生活の安定と福祉の増進に寄与するため、県内15市が共同で行っている事業で、会員の方が思いがけず交通事故にあわれた時に、皆さんの会費の中から見舞金をお支払いする助け合いの制度です。

※会員本人に対する見舞金であり、事故の相手の損害を補償する損害賠償保険ではありません。



年会費は400円で、交通事故による実通院2日から見舞金を受け取れます。!

年会費

共済見舞金

1人 **400** 円

2万円(実通院2日) ~ / **10**万円(入院10日) ~ / **100**万円(死亡)

加入申込方法

加入
資格

- ①組織市にお住まいの方ならどなたでも(外国人の方は、かつ住民登録のある方)
- ②組織市にお住まいの方の被扶養者で、就学のため組織市外にお住まいの方(大学生など)

会員の
期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※4月以降も随時加入できます。その場合は、会費納入の翌日から令和8年3月31日までです。
(会員の期間の開始前に死亡した場合、重複して会費を納入した場合等は、当該期間内において会費の還付請求ができません。)

申込
方法

お住まいの市でお申込みください。

茅野市の申込方法

〇区・自治会を通じて加入される場合

別に配布の申込書(2枚複写)に加入者氏名等を記入の上、1人400円の会費を添えて、組長または区長・自治会長さんへお申し込みください。(各区・自治会の運用に従ってください)。

〇個人で加入される場合

1人400円の会費を添えて、下記窓口へお申し込みください。

- ・市民課
- ・各地区コミュニティセンター(ちの地区CC除く)
- ・ヘルピア出張所
- ・八十二銀行
- ・諏訪信用金庫
- ・長野銀行
- ・信州諏訪農協
- ・長野県信用組合
- ・長野県労働金庫

★ご注意ください★

申込みの必要のない方(中学生以下の子ども)

◇0歳から義務教育終了前までの幼児・児童・生徒(令和7年4月1日現在)は、市で会費を負担し、一括して加入手続きをします。

公費負担の申請が必要な方

下記の方は、市で会費を負担しますが、事前に申請が必要となります。市役所各担当窓口で加入申請手続きをしてください。

- ◇ひとり親家庭および寡婦(65歳まで)の方・・・こども課
- ・交通災害共済という寡婦とは、母子家庭の届出を市にしていた方です。
- ◇障害者手帳の交付を受けている方、生活保護を受給している方・・・社会福祉課

お問い
合わせ先

茅野市 市民課 市民係

電話 72-2101(内線 255)

〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号

組織市
(15市)

松本市・上田市・岡谷市・飯田市・須坂市・小諸市・伊那市・駒ヶ根市・中野市・大町市・
飯山市・茅野市・塩尻市・佐久市・千曲市